

# 龜甲萬醬油株式會社對日本勞働總同盟 關東釀造組會員間に起れる係争に關し

千葉縣東葛郡野田町清水一七四下田助四郎は昭和貳年九月拾六日當野田町龜甲萬醬油株式會社對同會社從業工員關東釀造組會員間に起れる勞働争議係争者双方の聲明及行動に對し社會組織及國家擁護の爲め左の如く協定案を係争者双方に提示し是が御了解を求む

## 協 定 案

一、争議國總同盟關東釀造組會員より龜甲萬醬油株式會社に對し昭和貳年四月以降に要求したる八ヶ條を時勢の推移に鑑み産業立國の趣旨に基き全部撤去する事

二、龜甲萬醬油株式會社は争議中懲戒解雇したる工員に對し懲戒を取消し普通解雇と認め規定の解雇手當を給與する者とす

三、争議中解雇したる工員は復職し他工員就業と同時に授業を認容する事

四、丸三及丸本運送店の營業に關しては帝國憲法に則り民權を尊重し關與せざる事

五、其他龜甲萬醬油株式會社附屬工員の進退に付ては各當事者の意志に委せ各人の認識とす

六、該争議中係争當事者以外一般良民に對し多大の迷惑を興へたるに付ては今後再び社會一般に對し不安を感せしめざる様共榮共存を本領とし産業立國の意義に基き舊弊を改善し輕舉的騷擾行爲は一掃せん事を期す

七、該争議中双方に生じたる損害は各自の損失とす

以 上

右に對し内容証明書留郵便にて協定案を提出したる不肖助四郎は争議係争者双方及び一般國民諸氏と共に其の可否を論じ互に眞理を探求し其の得たる事實を基調とし一刻も早く此の不定界を一掃し樂天地に進入せん事を希望す

協定案提出者 下 田 助 四 郎

作  
小  
冊